

議案第四号

港区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十年港区条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の二号を加える。

八 一時保護業務手当

九 児童相談所業務手当

第十二条を第十四条とし、第十一条を第十三条とし、第十条を第十二条とし、第九条の次に次の二条を加える。

（一時保護業務手当）

第十条 一時保護業務手当は、児童相談所に勤務する職員が、児童福祉法第十一条第一項第二

号ホに掲げる業務に従事したときに支給する。

- 2 前項に規定する手当の額は、従事した日一日につき千四百七十円を超えない範囲内において、区規則で定める。

（児童相談所業務手当）

- 第十一条 児童相談所業務手当は、児童相談所に勤務する職員が、児童福祉法第十二条第二項に規定する業務（前条第一項に規定する業務を除く。）を行うため家庭訪問、指導、相談等に従事したときに支給する。

- 2 前項に規定する手当の額は、従事した日一日につき四百九十円を超えない範囲内において、区規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の港区職員の特殊勤務手当に関する条例第十条第一項及び第十一条第一項の規定は、この条例の施行の日以後の勤務について適用する。

（説明）

職員の特種勤務手当を追加するため、本案を提出いたします。